

令和6年3月から適用される公共工事設計労務単価及び設計業務委託等技術者単価の運用に係る特例措置について

令和6年3月から適用される公共工事設計労務単価（以下「新労務単価」という。）及び設計業務委託等技術者単価（以下「新技術者単価」という。）が決定されたことに伴い、以下のとおり特例措置を定める。

I 工事及び放射線除染業務委託について

1、措置の内容

2に定める工事、放射線除染業務委託（以下「工事等」という。）の受注者は、福島市工事請負契約約款第60条及び福島市業務委託契約条項第41条の規定に基づき、当初契約締結日（以下「基準日」という）時点における直近の単価表を適用した積算に基づく契約に変更するため請負代金額の変更の協議を請求することができる。

2、適用対象工事等

令和6年3月1日以降に契約を行う工事等のうち、旧労務単価を適用して予定価格を積算しているもの。

適用対象工事等にあつては、発注者は受注者に対して、本特例措置に基づいた対応が可能であることを説明すること。

3、請負代金額の変更

変更後の請負代金額については、次の式により算出する。

$$\text{変更後の請負代金額} = P_{\text{新}} \times k$$

この式において、 $P_{\text{新}}$ 及び k は、それぞれ次の額を表すものとする。

$P_{\text{新}}$ ：基準日における直近の単価表により積算された予定価格

k ：当初契約の落札率

4、協議の請求期限について

本通知に基づく請負代金額の変更の受注者からの協議の請求期限については、当初契約の日から40日以内となりますのでご注意願います。

ただし、当該案件が議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づく議決を要する場合、議会の議決を得て本契約として成立した日から40日以内となります。

II 業務委託について

1、措置の内容

2に定める業務委託の受注者は、福島市業務委託契約条項第41条の規定に基づき、業務委託料の変更の協議を請求することができる。

2、適用対象業務委託

令和6年3月1日以降に契約を行う設計等業務委託のうち、令和6年2月以前の公共工事設計労務単価及び設計業務委託等技術者単価を適用して予定価格を積算しているもの。

適用対象業務委託にあつては、発注者は受注者に対して、本特例措置に基づいた対応が可能であることを説明すること。

3、業務委託料の変更

変更後の業務委託料については、次の式により算出する。

$$\text{変更後の業務委託料} = P_{\text{新}} \times k$$

この式において、 $P_{\text{新}}$ 及び k は、それぞれ次の額を表すものとする。

$P_{\text{新}}$ ：新技術者単価、新労務単価及び当初の契約時点の物価により積算された予定価格

k ：当初契約の落札率

4、協議の請求期限について

この特例措置に基づく業務委託料の変更の受注者からの協議の請求期限については、当初契約の日から40日以内となりますのでご注意ください。

附 則

- 1 この特例措置は、令和6年3月1日から施行し、適用する。